

令和6年度

農地等の利用の最適化の推進に関する施策についての意見書

京丹後市農業委員会

京丹後市におかれましては、農業委員会活動につきまして格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

この意見書は、本市農業の発展が農業者と市民の幸福、そして本市の繁栄に資することを目的として提出するものです。

本市の農業は、京都府内においては屈指の農業振興地であり、水田、砂丘、果樹、国営開発畑、畜産などそれぞれ特色ある営農が展開されています。

現在、本市農業がおかれている状況は農業者の高齢化、後継者不足、有害鳥獣被害をはじめ風水害、猛暑などの自然災害も毎年のように発生し、円安の影響による燃料価格、生産資材価格の高騰などにより益々農業経営が圧迫されています。

これらの要因により農業の衰退はもとより遊休農地の拡大や集落の存続までもが危ぶまれる有様です。

農業が発展継続し農業の諸問題を解消するには、適切な利益の出る経営が必要です。しかし、上記のような阻害要因により利益ある経営の実現はまなりません。

農業は、一つの業種ではありますが、環境保全や社会的、文化的価値など重要な役割、機能を有する事から、市民生活に深く関わっていることを理解して頂き、令和7年度予算において強力な施策を推し進めていただきますよう、農業委員会等に関する法律第38条第1項に基づき意見を提出いたします。

令和6年10月25日

京丹後市長 中山 泰 様

京丹後市農業委員会 会長 梅田 和男

意見項目

1 農業基本構想の策定

- (1) 食料・農業・農村基本法
- (2) 食料・農業・農村基本法の改訂
- (3) 市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想
- (4) 「持続可能な農業を推進」及び「儲かる農業」の実現

2 市農業部局等体制の強化について

- (1) 正職員の確保について

3 持続可能な農業経営

- (1) 農業資材・燃料高騰・高温対策
- (2) 有機農業の推進
- (3) 地域版ふるさと納税の農業強化版策定
- (4) 離農者から引き継ぐ農地・農倉庫・農機具バンクの創設

4 農地利用の集積・集約化及び新規就農の促進

- (1) 農地基盤の整備
- (2) 農業生産基盤（農道、水路、頭首工等）の維持管理
- (3) 新規就農の促進と農業青年への支援

5 遊休農地発生防止・解消

- (1) 遊休農地解消緊急対策事業
- (2) 多様な担い手（小規模農家等）
- (3) 鳥獣被害対策

1 農業基本構想の策定

(1) 食料・農業・農村基本法

国の食料・農業・農村基本法は、農政の基本理念や政策の方向性を示すものです。(1) 食料の安定供給の確保、(2) 農業の有する多面的機能の発揮、(3) 農業の持続的な発展と(4) その基盤としての農村の振興、を理念として掲げ、これをもって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的としています。

1999年に制定された法律であり、日本の農政の憲法とも呼ばれています。

(2) 食料・農業・農村基本法の改訂

国においては令和6年6月に食料・農業・農村基本法の改正が施行されました。制定からおよそ四半世紀が経過し、昨今では、世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや、地球環境問題への対応、海外の市場の拡大など、我が国の農業を取り巻く情勢が制定時には想定されなかったレベルで変化していることから新たに「食料安全保障」の考え方が追加されたものです。

今後、市の農政にも大きく関わっていくものであると考えます。

(3) 市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想

効率的かつ安定的な農業経営を育成するとして、令和5年9月に「京丹後市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」を定めています。

この構想の核としている「効率的かつ安定的な農業経営」を実現していくため、年間農業所得や年間労働時間の指標を達成するための課題、対応方策などを明らかにするとともに、本市の農業の更なる具体的な方針を示すべきと考えます。

(4) 「持続可能な農業を推進」及び「儲かる農業」の実現

国の基本法は持続可能な農業の推進を定めたものでありますが、市の基本構想は儲かる農業の実現であります。

この2つの考え方は相反するものでなく、本市の農業の未来予想図として大事な方針と考えます。

そこで、本市の農業の現状を把握してみますと、農産物は、少量多品種でありながらも、品質が高く、市場においても高い評価を得ています。しかし、農業者の高齢化が進み、生産性が低下し、農業者の人口も年々減少する傾向にあります。

その状況を脱する方策として市場ニーズが高い作物を選定し、研究・情報発信することにより、販路拡大、担い手確保、その結果、農業所得が増額すると考えます。「儲かる農業」により後継者不足、遊休農地拡大の解決など「持続可能な農業の推進」につながるものと考えます。

儲かる農業を実現するためにも本市の農業の方向性の計画を策定されたい。

2 市農業部局等体制の強化について

(1) 正職員の確保について

現在、本市の農業を支えるのは、もちろん農業者であります。それを支援する行政職員の力は多大なものがあります。農業相談や指導、要望など、農業者が継続的に営農するためには必要不可欠なものとなっています。

その職員数は令和5年度に比べ、農業振興課、農林整備課、農業委員会事務局それぞれ1人減の体制となっています。

本市の基幹産業でもある農業分野の職員が減少のままでは、マンパワー不足のため、今後の持続可能な農業や稼ぐ農業の実現が不可能になると考えます。それぞれの課及び事務局の正職員数を令和5年度並みに増員するよう講じられたい。

3 持続可能な農業経営

(1) 農業資材・燃料費高騰・高温対策

世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇などにより、穀物や肥料原料の価格高騰が続く中、近年の農業経営は「農産物価格の低迷」や「生産コストの増大」という課題に直面しています。令和4年度に事業化された農業資材・燃料の価格上昇分を緩和するための支援制度を、復活されるよう支援を講じられたい。

また記録的な猛暑の影響による農産物の生育不良による収量の減少や品質低下が発生する中、高温対策機器の導入に取り組む支援策を令和6年度に事業化されました。今後も高温化傾向はとどまることはないと考えられますので、今後とも継続できるよう支援を講じられたい。

(2) 有機農業の推進

国では「みどりの食料システム戦略」により、2050年までに全農地の25%を有機栽培にするとの指針があります。現在、本市の農業において最も面積を占めるのが水稻栽培ですが、その多くは慣行栽培米もしくは化学肥料や除草剤を低減した特別栽培米であり、高齢化による人員不足で、多くの労力を有する有機栽培は現実的ではないと考えます。

今後、本市の方針として有機栽培を目指すならば、有機栽培に関する栽培暦の作成やセミナー開催、有機農産物の流通、また取り組む農業者に対する支援や農業機械の導入に対する助成など、多くの支援を講じられたい。

また、有機栽培が慣行栽培より食の安全性に優れているなどの誤った広報はせずに、本市の農産物は等しくPRするよう講じられたい。

(3) 地域版ふるさと納税の農業強化版策定

市長の積極的な政策のもとふるさと納税に取り組み、多大な金額のふるさと納税を受けられて、本市の一般財源として有効に使われていると聞いております。

また、通常ふるさと納税ではなく、特定の地域を応援する「地域版ふるさと納税」を令和5年度に創設され、個人や企業が思い出のある地域に寄附し、直接地域の活性化に役立てる仕組みづくりをされています。

そこで、多くのファンがいる良品質の農産地として「農業版ふるさと納税」を創設していただき、そこで寄附された財源を新規就農や遊休農地対策の支援するための基金として運用することを講じられたい。

(4) 離農者から引き継ぐ農地・農倉庫・農機具バンクの創設

現在、高齢化や長引く不況での離農が進んでおり、本市では様々な支援や対策を講じていますが、離農された農業者や法人が所有していた、農地や農倉庫、農業機械を含めた農機具が適正に引き継ぎ処理ができずに放置されている状況が多く見受けられます。特に早い段階で利用ができたなら有効活用できた農倉庫や農機具などが多数存在すると思われまます。

そこで、離農者も安心して自分の所有物を引き継げる「農地・農倉庫・農機具バンク」の創設支援やその情報発信を講じられたい。

また、創設後、離農者は当然のこと、経営基盤の脆弱な新規就農者や一人ひとりが経営規模の大きくない集落営農組織などに周知を講じられたい。

4 農地利用の集積・集約化及び新規就農の促進

(1) 農地生産基盤の整備推進

農業生産性の向上、需要の動向に即した農業生産の再編及び経営規模拡大、農業構造の改善を目的として、農業用排水施設、農地の整備を実施されています。

特にほ場整備は、機械運行の効率化、水利用の適正化、農地の汎用化、農地の集団化など、農業者が課題として考えている効率化・省力化により、収益性の向上に期するものであります。

そのため、本市におかれましても、農業生産基盤整備における、ほ場整備を最重要事業と考え、可及的速やかに事業着手出来るよう施策を講じられたい。

(2) 農業生産基盤（農道、水路、頭首工等）の維持管理

農道、農業水路は認定外道路、水路に分類され、総称として「法定外公共物」とされています。

法定外公共物は地域に密着した道路・水路であるため、草刈り、清掃、修繕など通常の維持管理は、普段利用している地域の方々（受益者）が共同で行うのが原則となっています。

しかし、近年の異常気象、施設の経年劣化等により施設の破損など早期に復旧すべき箇所が多数あるとともに、復旧には多額の費用を要するため地域・個人での対応が困難な上、多面的機能支払交付金制度や中山間地域等直接支払金制度での対応が難しいこともあります。

このような地域の状況を踏まえて、市道補修と同じように原材料支給、補修工事に対する支援（補助金）等、農業生産基盤の維持修繕に支援策を講じられたい。

国営農地開発事業により整備された国営団地における設備の更新も喫緊の課題となっていますが、更新における受益者（所有者）の費用負担も多額となるため、負担の軽減策を講じられたい。

また、令和5年度の意見書において、「農地に隣接している市道の法面の草刈り支援」についての施策意見については、令和7年度に本市市道環境整備事業として事業化をすると聞いており、事業趣旨としてはおおいに評価するが、報奨支給額の少なさや農事組合では出来ないことなど、まだまだ実情と乖離している部分が見受けられます。

そのため今後も事業の精査し、より利用しやすい制度とするよう
講じられたい。

(3) 新規就農の促進と農業青年への支援

農業者の高齢化が急速に進展する中、持続可能な農業・地域農業の活性化には、新規に農業へ就農される意欲のある農業者の確保が必須であります。

新規就農者への相談窓口の設置、支援制度の周知は行っているが、これらに加え経営基盤の不安な就農後の相談窓口の設置や新規就農者同士の意見交換の場の開催、就農後の支援を
講じられたい。

また、特に本市の基幹作物である水稻の新規就農者については、高額な農業機械が重い負担となるため、より手厚い補助や支援策を
講じられたい。

また、将来の地域農業リーダーの育成を目的に、若手農家（青年農業者）の方々をグループ化し、グループ活動を通じて相互の情報交換やネットワークの構築を進めるとともに、本市のグループ活動
が活発になるよう伴走支援を
講じられたい。

5 遊休農地発生防止・解消

(1) 遊休農地解消対策

高齢化や人口減少による農業労働力不足や所有者不明に伴う農地管理不全など、様々な要因により遊休農地が増加している状況にあり、現況の農地所有者への遊休農地解消への指導だけでは、増加の歯止めがきかず、基盤整備事業の推進、遊休農地解消緊急対策事業の活用を行わないと、更に遊休農地が拡大すると懸念しています。

そのため、農村環境の保全を含めた遊休農地解消に向けた本市独自の遊休農地解消対策を講じられたい。

(2) 多様な担い手（小規模農家）

中核農業者への農地集約により、小規模農家の離農が促進されたことが、遊休農地が拡大した一つの要因と考えます。

その反面、農業への関心の高まりによる「半農半X」の言葉にあるように、一つの職業としての農業から、様々な職業、年代による複合型の農業という新たな形態の農業も出現してきています。

そのため、既存の小規模農家、また新規の小規模農家に対し、営農継続、農村の存続及び遊休農地の発生防止を目的とした小規模農業者支援事業の継続及び補助対象者の拡充を講じられたい。

また、市民農園には、体験農園や区画貸し農園等多くの種類がありますが、近年は、こうした市民農園が高齢者の生きがいづくりや児童の体験学習など、様々な目的に活用され、地域活性化の役割を担っていると考えています。

そのため、その開設・運営に関して本市でも新たな支援を講じられたい。

(3) 鳥獣被害対策

有害鳥獣被害の防止対策における「防護対策」として、獣害被害防護柵の資材面での全額支援、また、「捕獲対策」として地域の猟友会との委託事業での連携、確実な成果を挙げていますが、他方で、もっと積極的な攻めの対策も併せて行う必要があると考えています。

そのため、鳥獣が、「棲息（せいそく）しにくい環境」を創出するよう、有害鳥獣の棲息場所となる耕作放棄地や放棄竹林の刈払いに対する支援を講じられたい。